

天理市公告第 14 号

地区計画の原案の縦覧について

大和都市計画地区計画の案を作成するため、天理市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 3 年 3 月 20 日条例第 11 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 10 日

天理市長 並河 健

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

福住地区地区計画

3 地区計画の位置

天理市福住町の一部

4 地区計画の区域

別添図面のとおり

5 地区計画の面積

約 1.4 h a

6 縦覧場所

天理市建設部都市整備課

7 縦覧期間

令和 4 年 3 月 10 日（木）から令和 4 年 3 月 24 日（木）まで

8 意見書の提出要領

この地区計画の原案について意見書を提出しようとする者は、天理市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成 3 年 3 月 20 日規則第 9 号）第 2 条に規定する意見書に、住所、氏名、電話番号、本地区計画の名称、権利を有する土地の所在、権利の種類及びその面積を記載したうえで、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、権利を有する土地の付近見取り図を添えて、天理市建設部都市整備課に令和 4 年 3 月 31 日までに必着するよう提出すること。